

２ 林業生産及び木材の動向

解説

ここには、林業生産及び木材の動向に関する統計を掲載した。

掲載しているのは、農林水産省大臣官房統計部が実施している「木材統計調査」及び「林業産出額」の結果である。

(1) 木材統計調査の概要

ア 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の推進等に資する資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

(ア) 基礎調査

全国の製材工場(製材用動力の出力数が 7.5kW 以上の工場)、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っている工場及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降の工場を対象とした。

(イ) 製材月別調査

製材工場(製材用動力の出力数が 7.5kW 以上の工場)を対象とした。

(ウ) 合単板月別調査

合単板工場を対象とした。

ウ 調査期日

(ア) 基礎調査

毎年12月31日現在で、過去1年間の状況について調査した。

(イ) 製材月別調査及び合単板月別調査

毎月末日現在で、過去1か月間の状況について調査した。

エ 調査方法

(ア) 基礎調査

民間事業者が郵送、オンライン又は民間事業者の調査員により調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接調査の方法により行っている。

(イ) 製材月別調査及び合単板月別調査

民間事業者が調査票を郵送、FAX、オンライン又は調査員により配布し、回収する自計調

査の方法により行った。

ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接調査の方法により行っている。

(2) 林業産出額

ア 統計の目的

林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を提供することを目的としている。

イ 推計期間

推計期間は、当年1月から当年12月までの1年間である。

ただし、林野副産物採取部門における野生鳥獣は、野生鳥獣資源利用実態調査の調査対象期間(当該年度又は当該年度の期間を含む1年間)とする。

ウ 推計方法

林業産出額において推計した部門は、木材生産、栽培きのこ類生産、薪炭生産及び林野副産物採取の4部門である。

林業産出額は、都道府県別に木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に価格(木材生産にあつては樹種ごとの年間平均山元土場価格^注(やまもとどばかかく)、木材生産以外にあつては庭先販売価格)を乗じて推計している。

注：山元土場価格とは、立木を伐採・造材した後、林道沿線等に集材した時点における価格をいい、具体的には素材(丸太)の市場価格から市場手数料、運賃等を控除した金額

なお、次の林産物の産出額については、全国値のみ推計し、都道府県別の林業産出額には計上しない。

ア 木材生産部門

パルプ工場へ直接入荷されるパルプ用素材、輸出丸太及び燃料用チップ素材

イ 薪炭生産部門

まき

ウ 林野副産物採取部門

木ろう及び生うるし

(3) 用語の説明

【主要部門別樹種別素材生産量】

素材	用材(薪炭材及びしいたけ原木を除く。)に供される丸太及びそま角をいう。ただし、輸入木材にあつては、半製品(大中角、盤及びその他の半製品)を含める。
製材	素材から製材品を生産することをいう。
合板	単板(心板にあつては小角材を含む。)を3枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして、接着したものをいう。

木材チップ	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材からチップパー等を用いて生産したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。
-------	--

【主要部門別素材入荷量】

製材用素材入荷	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場、貯木場等を含む。）に入荷した素材の量で、転売したものを除き、賃びきを依頼されたものを含める。
普通合板入荷量	特殊合板を生産するために特殊合板専門工場に他工場から普通合板を入荷した量のほか、自社の他工場からの受入量も含む。

【用途別製材品出荷量】

製材品出荷量	手持ち材による製材品で販売したもの（製材品販売量）及び自家業務用（工場の補修・改修等）に消費したものと並びに賃びき材による製材品の総量をいう。
建築用材	土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいう。
板類	厚さが 7.5 cm未満で、幅が厚さの 4 倍以上のものをいう。 また、板類には、床板用原板（えん甲板用原板及び広葉樹フローリング用原板）を含む。
ひき割類	厚さが 7.5 cm未満で、幅が厚さの 4 倍未満のものをいう。
ひき角類	厚さ及び幅が 7.5 cm以上のものをいう。
土木建築用材	コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。
木箱仕組板・ こん包用材	りんご箱、みかん箱、魚箱など多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻取り用材等をいう。
家具建具用材	たんす、机、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま家具及び建具用に仕向けられる材をいう。
その他用材	上記の分類に含まれない造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる、おけ用材、木型用材などがある。

【製材用動力の出力階層別工場数及び木材チップ工場数】

製材工場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含める。ただし、製材に用いる動力の出力数が 7.5kw 未満の工場を除く。
製材用動力	製材用機械を動かす原動力（モーター等）をいい、製材機その他、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベアー等）の動力も含めた。

木材チップ工場

木材チップを生産する事業所をいう。

なお、製材工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場、CLT工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを生産しているものは除く。